ACSES ニュースレター_２０９５号（2021 年 5 月 10 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（14 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇「工事現場でガス臭」20 人搬送、２人重体　有毒ガス検出　奈良<新聞報道>
◇その他の事故、事件
・三菱電機、安全認証満たさず製品出荷　１３年から計２１５万台<Web 報道>
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(石油ストーブ(開放式))<消費者庁>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３４報）<厚生労働省>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
〇緊急事態宣言・まん延防止等重点措置
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 健康安全
◇令和２年度 11 月「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表<厚生労働省>
[4] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 736 号）<官報>
[5] 温暖化対策関係
◇クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針の策定について<環境省・経済産業省>
[6] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　２件　　[統計資料]　１件
[7] その他省庁発表　　２件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　　２件　　[開催記録、報告、資料等]　　１件
[9] その他　　１件
[付録]
◇職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会リスク評価ワーキンググループ中間とりまとめ<厚生労働省>
◇女性研究者の「壁」、なくしたい　出産・育児、離職防止へ大学の支援続々<新聞報道>

都忘れ（ミヤコワスレ、深山嫁菜（ミヤマヨメナ）、、野春菊（ノシュンギク）、六月菊、東菊（アズマギク））

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇「工事現場でガス臭」20 人搬送、２人重体　有毒ガス検出　奈良

＜毎日新聞　2021 年 5 月 7 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210507/k00/00m/040/109000c

7 日午前 11 時 40 分ごろ、奈良県広陵町南郷の工事現場で、「掘削中にガスが噴出し、気分不良を訴える人がいる」と作業員から 119 番があった。県警香芝署によると、作業員ら 20 人が救急搬送され、うち 69 歳と 43 歳の男性作業員が意識不明の重体。消防が現場で有毒ガスの「シアン化水素」を検出しており、香芝署が原因を調べている。

香芝署によると、20 人のうち 19 人は作業員で、1 人は 70 代の近隣住民の女性。重体の 2 人を除き、軽症という。現場は更地で、以前は町水道局の建物があった。事故当時、包装資材会社の新工場建設に向けて地中をショベルカーで掘削しており、埋まっていたボンベを傷付けてガスが発生したとみられる。

現場は近鉄大和高田駅の北東約 2 キロの住宅や工場が建ち並ぶ地域。

◇その他の事故、事件

・三菱電機、安全認証満たさず製品出荷　１３年から計２１５万台

＜時事ドットコム　2021 年 5 月 7 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021050701197&g=eco

三菱電機は７日、電気回路の開閉を行う電磁開閉器の一部製品で、第三者機関に安全認証登録された材料と異なるものを使用した製品を出荷していたと発表した。対象は２０１３年から国内外に出荷した２機種で、計約２１５万台。同社は今回の事態を重く受け止め、原因究明と再発防止策の策定を急ぐ。

同社によると認証登録は義務ではないという。現時点で事故は確認されておらず、「安全性に問題はない」としている。

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(石油ストーブ(開放式))

＜消費者庁　2021 年 5 月 7 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024124/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210507_01.pdf

特記事項:株式会社コロナが製造した石油ストーブ(開放式)のリコール(無償点検)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
　（うち石油ストーブ（開放式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
　（うちイヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：10 件
　（うち電気ストーブ（オイルヒーター）１件、温水洗浄便座１件、延長コード１件、液晶テレビ２件、プリンター１件、照明器具１件、電気給湯機（ヒートポンプ式）１件、電子レンジ１件、電動アシスト自転車１件）

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３４報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年 5 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=zzeo3zsw-sYz8nxdY

１　自治体の検査結果

小樽市、岩手県、宮城県、仙台市、山形県、茨城県、栃木県、宇都宮市、東京都、文京区、杉並区、横浜市、新潟県、山梨県、浜松市、名古屋市、京都府、京都市、大阪府、大阪市、神戸市、徳島県、香川県

※　基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※　基準値超過　１件

No.　14　福島県産　クロソイ　(Cs：270 Bq/kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2021年5月8日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18485.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年5月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=uUHeqU1GjLBFhA0rY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和3年5月8日版）
＜厚生労働省　2021年5月8日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18484.html
・「都道府県別の変異株（ゲノム解析）確認数」を掲載しました
＜厚生労働省　2021年5月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4Mca4-ETnKHRvzpY
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021年5月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=nWX6jWliqJRhoBwPY

◇マスコミ報道　見出し

・大阪 門真 老人ホームで61人感染 14人死亡 入院できず施設療養
＜NHK　2021年5月7日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210507/k10013016801000.html

---

[対策・予防]

〇緊急事態宣言・まん延防止等重点措置

・新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染症の感染の防止のために必要な措置の一部を改正する件（厚生労働省告示第188号）
　　[官報]　令和3年5月7日　特別号外　第41号　1頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210507/20210507t00041/20210507t000410001f.html

・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）
　　[官報]　令和3年5月7日　特別号外　第41号　2頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210507/20210507t00041/20210507t000410002f.html

・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）
　　[官報]　令和3年5月7日　特別号外　第41号　2頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210507/20210507t00041/20210507t000410002f.html

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）
　　[官報]　令和3年5月7日　特別号外　第41号　2～16頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210507/20210507t00041/20210507t000410002f.html

---→ *次号掲載予定*

・効果不透明、綱渡りの対策　感染拡大でも休業緩和―緊急事態宣言
＜時事ドットコム　2021年5月8日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021050701211&g=soc&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=

edit

・「対応ころころ変わる」　休業要請緩和にあきれる声―緊急事態宣言延長
＜時事ドットコム　2021 年 5 月 8 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021050701014&g=soc
―――――――

◇<u>省庁発表</u>
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 5 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 5 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19
＜厚生労働省　2021年5月7日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 5 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
・「水際対策」の「検疫所における滞在国・地域別の検査検体数等について」について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 5 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=eYEeaY2GTHCFRP3rY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 5 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=eYEeaY2GTHCFRPzrY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 5 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=jXXqnXlyuIRxsA0fY
――――――――――

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>
・アストラ製、20 日に承認判断へ
ワクチン、モデルナと同時
＜共同通信　2021 年 5 月 6 日＞　https://this.kiji.is/763034337411989504?c=39546741839462401
・ワクチン、2 億 5 千万回分供給へ
厚労省、米 3 社と協議
＜共同通信　2021 年 5 月 7 日＞　https://this.kiji.is/763393106439831552?c=39546741839462401

・政府 1 日 100 万回を目標にワクチン接種の加速化図りたい考え
＜NHK　2021 年 5 月 8 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210508/k10013018341000.html

・ワクチン接種完了、日本到着分の 15%止まり　ロイター通信「遅い」
＜毎日新聞　2021 年 5 月 7 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210507/k00/00m/040/298000c

・広島県が 56 万人 PCR 検査へ　広島・福山市内の 10 人以上全事業所
＜毎日新聞　2021 年 5 月 7 日＞
https://mainichi.jp/articles/20210507/k00/00m/040/068000c

・ＷＨＯ、中国シノファーム製ワクチンの緊急使用承認 欧米製以外で初
＜ロイター　2021 年 5 月 8 日＞
https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-who-china-sinopharm-idJPKBN2C01UY
――――――――――

◇<u>大学等関係</u>

・大学、再びオンライン化　対面授業から苦渋の転換

＜日経新聞　2021 年４月 27 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGKKZO71391270W1A420C2EA1000/

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う３回目の緊急事態宣言を受け、東京都内の大学がオンライン授業を拡充し始めた。対面授業の本格再開から１カ月足らず。若者の感染が目立つなか、方針転換を余儀なくされた。学生の孤立を防ぐためのケアやオンライン授業の質向上が求められる。

「1 万余人が集まるキャンパス運営を一時的に変えざるを得ない」。上智大は全ての授業を 26 日～5 月 1 日に休講し、宣言期限の同 11 日までは一部を除き原則オンライン授業とすると発表し、全学生にメールも送った。

今年度当初は授業の８割を対面実施としていた。曄道（てるみち）佳明学長はホームページに「無念は教職員も同じ」とメッセージを載せた。

明治大や法政大、東洋大など学生数が多い大学が続々とオンライン中心への切り替えを決めた。早稲田大や慶応大は当初方針を継続するが、状況次第で変更もあり得る。

都内の大学は宣言前の今月上旬に小池百合子知事がオンライン授業の拡充を要請した後も、授業は対面中心とするケースが多かった。文部糾学省も３月に出した通知で対-面重視を求めていた。

しかし都内では感染力の高い変異ウイルスの広がりなどを背景に、若年層の感染が増加傾向にある。今月19日までの１週間に感染が確認された人のうち、10代と20代が36％を占める。

大阪、京都、兵庫の３府県ではすでに、感染急拡大などを受け近畿大や京都大、関西学院大など多くの大学がオンライン中心に切り替えていた。宣言発令で行動範囲が広い若者の対策が求められ、都内大学も対面中心の継続は難しくなった。

昨年度は多くの大学がオンライン中心で、学生や保護者らの不満が強かった。再びオンラインが拡充され、入学聞もない法政大１年の男子学生(18)は「友達が増やせないのは本当にさみしい。早くもとの授業形態に戻ってほしい」と話す。

大学は学生を支えるカウンセラーなどの配置のほか、授業が一方通行にならない「同時双方向型」の授業推進が求められる。対応できるサーバーなどの整備も必要だ。

◇マスコミ報道　見出し

・近大病院クラスター、患者ら４１人感染…救急受け入れ原則停止

＜読売新聞　2021 年５月７日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20210507-OYT1T50114/

****

[3] *健康安全*

◇令和２年度 11 月「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

＜厚生労働省　2021 年５月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j3fon3twuoZzsj0dY

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000775261.pdf

厚生労働省では、このたび、昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、公表します。

平成 31 年４月１日から、長時間労働の抑制を図るため、時間外労働の上限（※）を設けるなどの労働基準法の改正を始めとする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が順次施行されています。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる 9,120 事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。厚生労働省では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【重点監督結果のポイント】

（１）監督指導の実施事業場：　9,120 事業場

（２）主な違反内容［(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場］

　１　違法な時間外労働があったもの：　2,807 事業場（30.8%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月 80 時間を超えるもの：　640 事業場（22.8%）
うち、月 100 時間を超えるもの：　341 事業場（12.1%）
うち、月 150 時間を超えるもの：　59 事業場（ 2.1%）
うち、月 200 時間を超えるもの：　10 事業場（ 0.4%）
２　賃金不払残業があったもの：　478 事業場（ 5.2%）
３　過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：　1,829 事業場　(20.1%)
（３）主な健康障害防止に係る指導の状況［(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場］
１　過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの：　3,046 事業場　(33.4%)
２　労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：　1,528 事業場（16.8%）

※施行に当たっては、経過措置が設けられており、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は、原則として、令和２年４月１日から施行されています。

****

[4] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 736 号）

［官報］　令和３年５月７日　本紙　第 486 号　3～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210507/20210507h00486/20210507h004860003f.html

肥料の新規登録 25 件が公示された。

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針の策定について

＜環境省　2021 年５月７日＞　https://www.env.go.jp/press/109562.html

＜経済産業省　2021 年５月７日＞　https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210507001/20210507001.html

令和３年４月５日（月）から令和３年４月 16 日（金）まで実施した意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえ、第３回トランジション・ファイナンス環境整備検討会を書面開催し、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針を決定しましたので、お知らせします。

１．経緯

2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギー等の既に脱炭素の水準にある事業へのファイナンスを促進していくことと合わせて、温室効果ガスの多排出産業が脱炭素化に向かって行くための移行(トランジション)の取組へのファイナンスについても促進していくことが重要です。本年 12 月には、これまでもグリーンボンド原則等を策定してきた国際資本市場協会（International Capital Market Association; ICMA）により、「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」（以下「トランジション・ハンドブック」という。）が策定、公表され、我が国においても、金融庁・経済産業省・環境省の共催で、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」（以下「本検討会」という。）を設置し、我が国のトランジション・ファイナンスのための基本指針の策定を検討してまいりました。

令和３年３月 31 日に開催した本検討会において、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（案)」について議論した後、当該議論を踏まえ、令和３年４月５日（月）から令和３年４月 16 日（金）まで同案について意見募集（パブリックコメント）を行いました。併せて、トランジション・ファイナンスの国際的な原則としてトランジション・ハンドブックを策定した国際資本市場協会（ICMA）に対しても意見照会を行いました。

今般、パブリックコメント等の結果を取りまとめるとともに、第３回トランジション・ファイナンス環境整備検討会を書面開催にて行い、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針を取りまとめましたので、お知らせいたします。

２．基本指針の概要

本基本指針は、黎明期にあるクライメート・トランジション・ファイナンスを普及させ、トランジション・ファイナンスと名付けて資金調達を行う際の信頼性を確保することで、特に排出削減困難なセクターにおけるトランジションへの資金調達手段として、その地位を確立し、より多くの資金の導入による我が国の 2050 年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現への貢献を目的としています。

トランジション・ファイナンスは資金調達を必要とする個別プロジェクト（資金充当対象）のみに着目するのではなく、脱炭素に向けた事業者の「トランジション戦略」やその戦略を実践する信頼性、透明性を総合的に判断するものです。

グリーンボンド原則等を公表している ICMA が公表したトランジション・ハンドブックが示す４要素（①トランジション戦略とガバナンス、②ビジネスにおける環境面のマテリアリティ、③科学的根拠のある戦略、④実施の透明性）に基づき、開示に関する論点、開示事項・補足、独立したレビューに関する事項を記載しております。ICMA は、本基本指針のトランジション・ハンドブックとの整合性を歓迎すると表明しています。

２．意見募集（パブリックコメント）の実施

３．第３回トランジション・ファイナンス環境整備検討会の書面開催について

（１）開催日時　　令和３年５月７日（金）

（２）開催方法　　メールによる資料送付及び書面確認

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業）の公募について

＜環境省　2021 年５月７日＞　https://www.env.go.jp/press/109547.html

◇令和３年度産業技術実用化開発事業費補助金（次世代ソフトウェアプラットフォーム実証事業）の公募について

＜経済産業省　2021 年５月７日＞

https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2021/k210506001.html?from=mj

---

[統計資料]

◇３月の鉱工業生産　２か月ぶりの前月比上昇

＜経済産業省　2021 年５月７日＞　https://meti-journal.jp/p/15572/

****

[7] ***その他省庁発表***

◇教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（文部科学省令第 25 号）

［官報］　令和３年５月７日　号外　第 101 号　1～9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210507/20210507g00101/20210507g001010001f.html

---

◇国家試験

・令和三年度**放射線取扱主任者試験**の施行について（原子力規制委員会）

［官報］　令和３年５月７日　本紙　第 486 号　8～9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210507/20210507h00486/20210507h004860008f.html

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第６回「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開催します　　５月 14 日

＜厚生労働省　2021 年５月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=iXHumX12vIB1tAQbY

「とりまとめに向けた議論」

〇大麻取締法のあり方
〇再乱用防止、社会復帰支援等
〇医療用麻薬及び向精神薬
〇情報提供、普及啓発

・中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合（第６回）の開催について　　５月 14 日、WEB 形式
＜環境省　2021 年５月７日＞　https://www.env.go.jp/press/109555.html
関係省庁からのヒアリング

[開催記録、報告、資料等]

・科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」アドバイザリー委員会（第 13 回）　議事録
9 月 11 日
＜文部科学省　2021 年５月７日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af24acxindaxrobJ
1. SciREX 事業成果とりまとめの状況について
2. 共進化実現プログラム(第 II フェーズ)の検討・調整状況について
3. 第 II 期(平成 28 年度～令和２年度)中間評価の実施について
4. その他

****

[9] ***その他***

・女性研究者の「壁」、なくしたい　出産・育児、離職防止へ大学の支援続々
＜朝日新聞　2021 年５月７日＞
https://www.asahi.com/articles/DA3S14896096.html?iref=eve_articlelink01
　大学などアカデミアの世界の女性研究者は少数派で、上のポストにいくほど少なくなる。特に任期付き雇用を繰り返す若手研究者の中には、出産や子育ての「壁」で業績があげられず、大学を辞めざるを得ない人もいる。優秀な女性研究者が壁を乗り越えられるように、大学による支援の動きが広がっている。

---→ *末尾［付録］*

****

[付録]

◇職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会リスク評価ワーキンググループ中間とりまとめ
＜厚生労働省　2021 年５月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=tU3SpUFKgLxJiD0nY
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000776352.pdf

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会リスク評価ワーキンググループ
中間とりまとめ
令和３年４月２６日
厚生労働省労働基準局安全衛生部

＜目次＞

１ ワーキンググループの趣旨・開催状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（1）趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（2）参集者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（3）開催状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
２ これまでにまとまった検討結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（1）国による GHS 分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
ア 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
イ 新規 GHS 分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
ウ GHS 再分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（2）モデルラベル・モデル SDS の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

ア 作成の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（３）SDS 交付・ラベル表示の義務対象化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
ア 義務化の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
イ 優先義務化対象物質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
ウ 優先義務化対象物質以外の物質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（４）ばく露限界値（仮称）の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
ア 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
イ 設定の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
ウ 「ばく露限界値（仮称）」に基づく化学物質管理 ・・・・・・・・・・ 8
（５）経皮吸収化学物質に係る健康障害防止措置の推進 ・・・・・・・・・・・8
ア 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
イ 経皮吸収化学物質の健康障害防止措置 ・・・・・・・・・・・・・・・ 8
３ 今後検討を要する論点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（１）暫定ばく露限界値（仮称）の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（２）事業者及び国が行う有害性調査（試験） ・・・・・・・・・・・・・・・9
（３）有害性情報等の収集・発信体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（４）リスク評価対象物質の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
４ 今後の検討課題等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

１ ワーキンググループの趣旨・開催状況

（１）趣旨

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」において、化学物質規制体系の見直しに関する検討を踏まえ、

○ 「有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、個別管理物質（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の対象物質）に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が具体的に法令で定める。」というこれまでの仕組み

を、

○ 「国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する」ことを原則とする仕組み（「自律的な管理」という。）に見直す

との方針に則した新たな仕組みに関する技術的事項として、

① 国による GHS 分類、ラベル表示・SDS（安全データシート）交付の義務対象化等の進め方

② ばく露限界値（仮称）等の設定方法

③ 化学物質に関する有害性情報の収集等のあり方（国及び事業者による有害性調査を含む）

について、ワーキンググループで検討することとした。

（３）開催状況

令和２年１０月２０日（火）第１回開催
１１月１７日（火）第２回開催
１２月２３日（水）第３回開催
令和３年　２月１５日（月）第４回開催
令和３年　４月２６日（月）第５回開催

２ これまでにまとまった検討結果

（１）国による GHS 分類

ア 基本方針

化学物質の危険有害性の情報伝達を推進するため、現在、化学物質管理に関係する省がそれぞれ実施している GHS 分類について、今後、化学物質規制の整合を図る観点から、化学物質管理に関係する省が連携して、

統一的に分類を行う仕組みに見直すことが適当である。

イ 新規 GHS 分類

（ア）GHS 分類の進め方

毎年度 50～100 物質程度を対象とすることが適当である。分類対象物質の選定に当たっては選定基準を明確化し、化学物質管理に関係する省が連携して開催する会議等において物質選定及び分類を行うことが適当である。

その際、事業者等が、必要に応じて、分類対象物質に関する危険有害性情報を国に提供し、有害性試験結果など明確な根拠がある場合には、国による分類に反映することができる仕組みについて検討することが適当である。

（イ）労働安全衛生の観点から分類対象とすべき物質

新規 GHS 分類の対象物質については、化学物質管理に関係する省がそれぞれの所管分野の観点から候補物質を提案し、選定基準に則して選定することが考えられるが、労働安全衛生の観点からは、以下の基準に基づき、対象物質を提案することが適当である。

a 重大な労働災害の要因となった物質

b 日本産業衛生学会の許容濃度又は ACGIH（アメリカ合衆国産業衛生専門官会議）の TLV-TWA（時間加重平均許容濃度）が設定されている物質

c 政府向け GHS 分類ガイダンス（令和２年３月 GHS 関係省庁等連絡会議）掲載の List１（国内外における化学物質の有害性・リスク評価書等）に掲載されている化学物質評価文書等信頼性が高いと考えられる情報源に基づき、物理化学的危険性又は健康有害性が高いと専門家が判断する物質

ウ GHS 再分類

化学物質管理に関係する省と連携しつつ、国による GHS 分類済み物質について、分類された時点以降に更新された危険有害性情報の有無について情報を収集し、新たな危険有害性情報が確認されれば、GHS 分類結果を更新・情報発信することが適当である。

（２）モデルラベル・モデル SDS の作成

ア 作成の進め方

（１）イにおいて国が新規に GHS 分類した物質について、厚生労働省はモデルラベル・モデル SDS を作成し、事業者の参照しやすい形で情報発信することが適当である。また、（１）ウにおいて GHS 再分類を行った物質についても、再分類後できるだけ速やかにモデルラベル・モデル SDS の見直しを行うことが適当である。

（３）SDS 交付・ラベル表示の義務化

ア 義務化の進め方

国は、現在モデルラベル・モデル SDS を作成している約 3,100 物質から、

① 既にラベル表示・SDS 交付の義務対象である物質

② 化学物質管理に関係する省等が行った分類において物理化学的危険性又は健康有害性が確認されてない物質（危険有害性のいずれの項目についても分類されていない又は区分外である物質、環境有害性の項目のみしか分類されていない物質）を除いた約 1,800 物質（以下「優先義務化対象物質」という。）について順次、ラベル表示・SDS 交付の義務化を進めることが適当である。

イ 優先義務化対象物質

優先義務化対象物質全てを３年間で義務化し、対象化決定から施行（義務適用）までの期間は２～３年とすることが適当である。

なお、優先義務化対象物質については、2021 年度に、2021～2023 年度に義務対象化（法令改正）を検討する予定の物質について予め公表することを検討することが適当である。

＜各年度の対象物質＞

（ア）2021 年度義務化対象物質（施行は 2023 年度～2024 年度）

CLP 規則（注）の高懸念物質の判断基準として健康有害性の観点から列挙されている CMR（発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性）及び急性毒性に係る GHS 分類カテゴリーで、区分１相当の有害性を有する

物質

（注）GHS をベースとした主にハザードコミュニケーションを目的とする EU における化学品の分類、表示、包装に関する規則（Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures（化学品の分類、表示、包装に関する規則(EC) No 1272/2008））

（イ）2022 年度義務化対象物質（施行は 2024 年度～2025 年度）

（ア）に掲げられている４つの有害性以外の健康有害性に関する GHS 分類カテゴリーで区分１相当の有害性を有する物質

（ウ）2023 年度義務化対象物質（施行は 2025 年度～2026 年度）

（ア）及び（イ）以外の物質

ウ 優先義務化対象物質以外の物質

優先義務化対象物質の義務対象化が終了した後、2021 年度以降に国が新規に GHS 分類を実施した物質について、2024 年度以降順次、ラベル表示・SDS 交付を義務化していくことが適当である。ただし、重大な労働災害が発生している物質に関しては、迅速に義務化するべきである。

（４）ばく露限界値（仮称）の設定

ア 基本方針

（ア）自律的な管理における化学物質の吸入ばく露防止措置の選択の判断基準を明確化し、吸入によるばく露防止対策の適切な実施を促進するため、化学物質毎に「ばく露限界値（仮称)」を法令上の基準として定め、労働者が吸入する当該化学物質の濃度を「ばく露限界値（仮称)」以下に保つことを義務とすることが適当である。

（イ）「ばく露限界値（仮称)」は、労働者が１日８時間、週 40 時間程度、肉体的に激しくない労働強度で化学物質にばく露する場合に、当該化学物質の平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響が見られないと考えられる濃度を設定することが適当である。

ただし、化学物質の性状や有害性情報に応じて、作業中の如何なる場合にも作業者のばく露濃度が超えてはならないと考えられる濃度を「ばく露限界値(仮称)」として設定することも検討するべきである。

（ウ）「ばく露限界値（仮称)」の設定に当たっては、日本産業衛生学会の許容濃度又は ACGIH の TLV-TWA 等を参考に検討を行うことが適当である。

イ 設定の進め方

（ア）現在国が労働者の健康障害防止のために実施している「化学物質リスク評価」の対象物質のうち、リスク評価が終了した物質（リスクが低いと判定された物質を除く。以下「リスク評価由来対象物質」という。）について優先的に「ばく露限界値（仮称)」を設定することとし、これらの物質について 2022 年度に設定することが適当である。

（イ）「リスク評価由来対象物質」について「ばく露限界値（仮称)」の設定を終了した後、ラベル表示・SDS 交付義務対象物質について、順次「ばく露限界値（仮称)」を設定することとし、2023 年度以降、毎年度 200 物質程度について設定することが適当である。

その設定に当たっては、日本産業衛生学会の許容濃度又は ACGIH の TLV-TWA が設定されている物質のうち、許容濃度等の数値がより低い物質から優先的に対象とし、必要に応じて、蒸気圧等の物化性状も考慮した上で対象物質を選定することが適当である。

なお、日本産業衛生学会の許容濃度又は ACGIH の TLV-TWA が設定されていない物質に関する検討の優先順位の設定方法は、将来的な検討事項とすることが適当である。

（ウ）「ばく露限界値（仮称)」の設定から施行（適用）までの期間は１年程度とすることが適当である。

（エ）「ばく露限界値（仮称)」を設定した物質について、日本産業衛生学会の許容濃度又は ACGIH の TLV-TWA が変更となった場合は、「ばく露限界値（仮称)」の見直しを検討することが適当である。

ウ 「ばく露限界値（仮称)」に基づく化学物質管理

労働者のばく露濃度等の実測値と「ばく露限界値（仮称)」の比較に基づく管理を推奨することとし、国は、「ばく露限界値（仮称)」を設定する物質の測定分析手法を順次定め公表するとともに、今後具体的な管理方法について検討を進めることが適当である。ただし、実測が困難な場合等においては「CREATE-SIMPLE」等の

数理モデルによる推定も可とすることが適当である。

（５）経皮吸収化学物質に係る健康障害防止措置の推進

ア 基本方針

労働者の化学物質による健康障害の防止に当たっては、経皮吸収のある物質については、以下のイのとおり、直接接触の防止やばく露防止対策等による取組を推進することが適当である。

イ 経皮吸収化学物質の健康障害防止措置

（ア）直接接触の防止義務（皮膚刺激・皮膚吸収による有害性等のある物質）

GHS 分類済み危険有害物のうち、皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性、又は皮膚から吸収されて健康障害を引き起こしうる有害性情報が得られている物質を密閉系ではない方法で取り扱う場合は、可能な限り直接接触しない作業手順を採用するとともに、労働安全衛生規則第 594 条に基づき、皮膚障害等防止用の保護具の使用を義務付ける（現行の同条の備え付け義務は、使用義務に見直す）ことが適当である。

※ 保護具の選定に必要な情報は、化学物質のメーカー、保護具のメーカー、研究機関等が協力して調査研究、収集し、国において公表し、関係者が共有することが適当である。

（イ）リスクアセスメントに基づくばく露防止対策の推進

実測又は「CREATE-SIMPLE」等の数理モデルを用いた、皮膚へのばく露を含めたリスクアセスメントに基づき、リスクの低減が必要と認められる場合は、適切なばく露防止対策の取組を推進することが適当である。なお、リスクアセスメントの手法については、農薬などの他分野での取組における皮膚へのばく露の評価方法等も参考としつつ、物質による経皮吸収に係る特性等の知見も活用して、必要に応じて見直しを検討することが適当である。

（ウ）健康影響に関するモニタリング

皮膚吸収勧告があり、かつ、生物学的許容値が提案されている物質に関しては、吸入や経皮によるばく露状況等も勘案した、自律的な管理における生物学的モニタリング手法について検討することが適当である。

３ 今後検討を要する論点

（１）「暫定ばく露限界値（仮称）」の取扱い

「ばく露限界値（仮称）」を設定するための有害性情報が十分でない化学物質については、物質毎ではなく、物質の性状（粉状、ガス等）毎に、「暫定ばく露限界値（仮称）」を設定し、「労働者が吸入する化学物質の濃度」を当該濃度以下に保つことを努力義務とすることについて検討を行った。

しかしながら、科学的根拠に基づかない「暫定ばく露限界値（仮称）」を設定し、その遵守を努力義務とすることに関しては、推進する意見がある一方で、慎重な意見もあったことから、粉状物質に係る濃度基準（注）などの現在の取組について改めて周知徹底を図るとともに、今後の「ばく露限界値（仮称）」の設定に係る検討等も踏まえ、「暫定ばく露限界値（仮称）」については、改めて対応を検討することが適当である。

（注）「粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組について（平成 29 年 10 月 24 日付基安発 1024 第１号 安全衛生部長通知）」において定められている粉状物質の取扱い作業における作業環境の改善目標としての濃度基準

（２）事業者及び国が行う有害性調査（試験）

次に掲げる調査、試験について、新たな規制体系における必要性や内容を整理し、必要に応じて、見直しを行うことが適当である。

① 労働安全衛生法第 57 条の４に基づき、事業者に新規化学物質の届出に際し試験結果の提出を求めている有害性調査

② 当該試験結果も活用しつつ、リスク評価の対象物質の選定に資する発がん性スクリーニングの一環として国が実施している長期発がん性試験や中期発がん性試験、形質転換試験、変異原性試験等の有害性試験

その際、他の化学物質規制における類似の取組との整合について留意し、化学物質管理に関係する省とも連携を取りつつ検討を進めることが適当である。

（３）有害性情報等の収集・発信体制

有害性情報の収集等の取組の強化により得られた有害性情報は、他の化学物質規制にも共通して有用な情報

であることから、化学物質管理に関係する省の連携・協力による有害性情報等の一元的な情報収集・発信に向けて、検討を進めることが適当である。

（4）リスク評価対象物質の取扱い

化学物質規制体系の見直しに伴い、今後基本的に、特定化学物質障害予防規則等への物質追加は行わないこととし、労働者の健康障害防止のために国が行う化学物質のリスク評価は終了することとなる。

このため、現在実施しているリスク評価の対象物質に関し、今後の自律的な管理への円滑な移行に向けて、

① ばく露実態調査が終了した物質については、リスク評価を実施し、リスク評価報告書をとりまとめ公表するとともに、その結果に基づき、当該物質を取り扱う事業者や関係団体等に対し周知や必要な指導を実施する

② リスク評価を終了したが健康障害防止措置の検討途上にある物質や、リスク評価を実施途上でありリスクが低いと判定できない物質等については、「ばく露限界値（仮称）」を設定し、これに基づく自律的な管理を推進する

など、各物質の有害性やリスクの状況に応じて、健康障害防止に向けて事業者による適切な対応が講じられるような移行措置について、リスク評価を実施している「リスク評価検討会」等において検討を進めることが適当である。

４ 今後の検討課題等

○ 「３ 今後検討を要する論点」にある一部の検討事項については、他の化学物質規制に係る制度との整合に十分留意し、余分な負担が生じないよう効率的な仕組みとすることが必要であることから、まずは厚生労働省において化学物質管理に関係する省と十分連携して検討を進めることが適当である。

◇女性研究者の「壁」、なくしたい　出産・育児、離職防止へ大学の支援続々　　上記［9］関係

＜朝日新聞　2021年５月７日＞

https://www.asahi.com/articles/DA3S14896096.html?iref=eve_articlelink01

大学などアカデミアの世界の女性研究者は少数派で、上のポストにいくほど少なくなる。特に任期付き雇用を繰り返す若手研究者の中には、出産や子育ての「壁」で業績があげられず、大学を辞めざるを得ない人もいる。優秀な女性研究者が壁を乗り越えられるように、大学による支援の動きが広がっている。

学内に学保育所・育休制度柔軟に

名古屋大学は2015年、英オックスフォード大などとともに国内で唯一、国連女性機関から「男女共同参画を推進する10大学」に選ばれた。その取り組みの一つが、09年に園内で初めて学内に作った学童保育所だ。

子どもが保育園のときは延長保育もある。だが小学生になると、学童に預けられる時間は短くなる。「小１の壁」に悩む女性研究者の声がきっかけだった。

延長保育は午後９時までで、名大の教員による科学教室などの催しも人気だという。長期休みだけの利用も含めて77人が利用登録している。

21年度には女性教員の割合を20％にすることを目標に掲げ、部局ごとの採用目標を設けた。

同大の女性教員の割合はここ数年、17・5％ほどで推移している。新たに採用した任期なしの女性教員が退職者より多い場合は大学からの予算を増やし、目標より少なかった場合は減らしている。

学童を立ち上げ、その後も女性が働きやすい環境づくりに取り組んできた佐々木成江准教授は「『女性枠』は見えないバリアーを壊すためのもので優遇策ではない。女性限定とすることで、子育て中であっても『自分たちが求められている』ことに背中を押され、通常よりも多くの応募者が集まる。結果として優秀な人を採用できる」と説明する。

束村博子副総長は「性別によらず優れた研究者を選ぶべきだ。適材適所であれば、研究の世界には本来、女性がもっといるはずなんです」と訴える。

群馬大もジェンダーギャップ解消に積極的だ。女性研究者が研究室を立ち上げるときの支援や、子育て中の研究者に実験の補助アルバイトをつけている。

特に女性が少ない理工学部では、女性限定の公募もした。女性の正規教員が12年の４人から19年に12人に増えただけでなく、博士課程の女子学生の比率が12％から26％に倍増した。

育児休業制度が不十分なことも、女性研究者が働き続けるための大きな壁となってきた。

多くの大学では、労使協定や学内のルールで、任期開始からの１年間と、任期満了までの１年半は育休をとることができないと決められている。つまり、任期が２年だと育休をとることはできず、３年だと半年しかとれない。これでは子どもをもうけるのは難しい。有期雇用に関する厚生労働省のガイドラインに従っているためだが、労使で合意すれば、ルールを変えることは可能だ。

奈良先端和学技術大学院大学は、昨年からこのルールを廃止し、任期中いつでも育休をとることができるようにした。

「育休問題」はずっと、若手女性研究者の間でしか知られていなかった。だが学内で問題提起されたのをきっかけに、半年で改正されたという。任期がある教員の場合、だれでも１年間の育休が認められている。

東京大学は05年、任期の有無にかかわらず、教員の育休申請時期の制限をなくした。毎月入園を受け入れる六つの保育園もある。女性教授や准教授を雇った場合は５年間、大学の本部が７割の経費を補助し、採用を後押しするといった制度もある。

今年４月に着任した藤井輝夫・新総長は「多様性と包摂」を理念に掲げ、新しい執行部の過半数が女性になった。

教員の女性比率は13・7％と依然、男性教員が圧倒的に多く、教授では男性が９割だ。林香里理事・副学長は、研究者は学問で勝負しており、

「女性だから採用」ということを男女ともに嫌うと指摘する。「しかし、そうはいっても１対９はあまりにも差があり、隠れた才能が採用されていないのではないか。女性支援策の趣旨は、『優秀な女性研究者を雇わずして、私たちは本当に学問の高みをめざしていますか』ということだ」と話す。

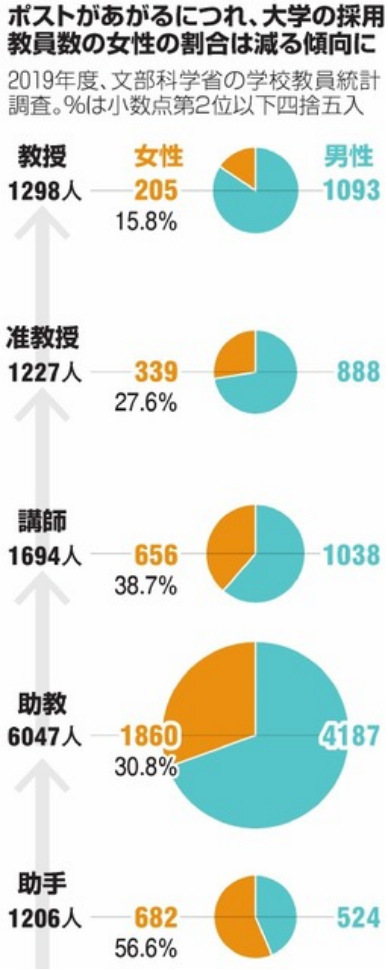

働く女性にとって、子育てと仕事の両立は大きな悩みです。中でも研究者は不安定な雇用が多く、長時間労働が求められます。

女性研究者と記者が、働く女性が生きやすい社会について語り合うオンラインイベント『リケジョ』はなくなるのか」を30 日午後２時から開催します。参加無料。

ウェブ(https://ciy.digital.asahi.com/ciy/11004385)またはQRコードからお申し込みください。

・米国にもリケジョの壁「研究室の掃除、女性が多くやる」

＜朝日新聞　2021 年５月８日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP565JBDP56ULBJ00J.html

********** 以上 **********